

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公開番号】特開2011-4985(P2011-4985A)

【公開日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【年通号数】公開・登録公報2011-002

【出願番号】特願2009-151603(P2009-151603)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月5日(2012.6.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1始動条件の成立にもとづいて、各々を識別可能な複数種類の第1の識別情報の可変表示を行う第1可変表示手段と、第2始動条件の成立にもとづいて、各々を識別可能な複数種類の第2の識別情報の可変表示を行う第2可変表示手段とを備え、前記第1可変表示手段または前記第2可変表示手段に表示結果を導出することで遊技の結果を確定し、遊技の結果が特定遊技結果となったときに遊技者にとって有利な特定遊技状態に移行させる遊技機であって、

遊技者が操作可能な操作手段と、

前記第1始動条件の成立にもとづいて、前記第1の識別情報の可変表示を行う権利を記憶する第1保留記憶手段と、

前記第2始動条件の成立にもとづいて、前記第2の識別情報の可変表示を行う権利を記憶する第2保留記憶手段と、

前記第1保留記憶手段及び前記第2保留記憶手段に記憶された権利数を各々特定可能な保留表示態様にて表示する保留記憶表示手段と、

前記第1保留記憶手段または前記第2保留記憶手段に記憶された権利により行われる前記識別情報の可変表示について、前記遊技の結果を特定遊技結果とするか否かを決定する事前決定手段と、

所定の有利条件の成立にもとづいて、前記第2始動条件の成立頻度および／または前記第2の識別情報の可変表示の実行頻度の高まる有利遊技状態に遊技状態を制御する有利遊技状態制御手段と、

少なくとも前記有利遊技状態において、前記第1保留記憶手段と前記第2保留記憶手段の双方に前記権利が記憶されているときに、前記第1の識別情報の可変表示よりも前記第2の識別情報の可変表示を優先して実行する可変表示制御手段と、

を備え、

前記事前決定手段は、前記特定遊技状態として、所定量の遊技価値を付与する第1特定遊技状態、または前記第1特定遊技状態よりも多い量の遊技価値を付与する第2特定遊技状態とするかを決定するとともに、前記第1始動条件の成立にもとづく場合には、前記第2始動条件の成立にもとづく場合と比較して、高い割合で前記特定遊技状態として前記第

1 特定遊技状態とすることに決定し、

前記遊技機は、さらに、

前記第1始動条件が成立したときに、前記第1保留記憶手段に記憶される権利により行われる前記第1の識別情報の可変表示による遊技の結果が前記事前決定手段により前記特定遊技結果となると決定されるか否かを判定する第1始動条件成立時判定手段と、

前記第2始動条件が成立したときに、前記第2保留記憶手段に記憶される権利により行われる前記第2の識別情報の可変表示による遊技の結果が前記事前決定手段により前記特定遊技結果となると決定されるか否かを判定する第2始動条件成立時判定手段と、

前記第1保留記憶手段または前記第2保留記憶手段に1の権利が記憶された後、該1の権利により前記識別情報の可変表示による遊技の結果が前記特定遊技結果となる可能性を予告する先読み予告を、前記第1始動条件成立時判定手段または前記第2始動条件成立時判定手段の判定結果にもとづいて、該1の権利により行われる前記識別情報の可変表示が開始されるまでに実行する演出制御手段と、

前記有利遊技状態において、前記第1始動条件成立時判定手段による判定の実行を制限する有利遊技状態中判定制限手段と、

を備え、

前記演出制御手段は、前記先読み予告として、前記保留記憶表示手段にて表示されている保留表示態様を前記操作手段の連続操作に応じて特定の表示態様に変化させる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の手段1に記載の遊技機は、請求項1に記載の遊技機であって、

前記可変表示パターン決定手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS214A, S214Bを実行する部分）は、前記識別情報の可変表示パターン（変動パターン）として、識別情報の変動表示中の表示状態が所定のリーチ状態となるリーチ用可変表示パターンを決定可能であり、

前記演出制御手段は、前記可変表示制御手段が前記リーチ可変表示パターンを用いて識別情報の可変表示を実行する際に前記先読み予告を実行するときに、識別情報の可変表示が開始されてからリーチ状態となるまでの期間に受け付けた前記操作手段の連続操作に応じて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させる（演出制御用マイクロコンピュータ100は変動を開始してから1秒が経過した後、5秒間にわたり予告演出可能期間とする部分、図34参照）、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、リーチ状態となる前に先読み予告が終了するので、リーチ演出と先読み予告演出とが同時に行われて演出がわかりにくくなることが防止される。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の手段2に記載の遊技機は、請求項1または手段1に記載の遊技機であって、

前記先読み予告を実行することにもとづいて抽出された変化決定用乱数（SR8）と前記操作手段の操作に応じて前記保留表示態様が変化する割合が異なる複数種類の変化パターン（第3予告のパターン1～3）に対して表示態様判定値が割り当てられたテーブルであって前記事前決定手段の決定結果に応じて割り当てる表示態様判定値が異なる表示態様

判定値テーブル（第3予告演出演出のパターン決定テーブル175a、175b）とを用いて前記変化パターンを決定する変化パターン決定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS543）を備え、

前記演出制御手段は、前記変化パターン決定手段にて決定された変化パターンにもとづいて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させる、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、操作手段を操作したときの保留表示態様の変化状況に応じて、特定表示結果が導出されることに対する遊技者の期待感が変わるので、遊技の興趣が向上する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

本発明の手段3に記載の遊技機は、請求項1、手段1、手段2のいずれかに記載の遊技機であって、

前記操作手段（操作部50）の操作に応じて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させるか否かを決定する表示変化決定手段を備え、

前記表示変化決定手段は、前記保留記憶手段に1の権利が記憶されたときから該1の権利により行われる可変表示が開始されるまでの経過期間に応じて異なる割合で前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させることを決定し（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS553～556、図72参照）、

前記演出制御手段は、前記表示変化決定手段の決定結果にもとづいて前記保留表示態様を変化させる、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、前記操作手段の操作に応じて保留表示態様が前記特定の表示態様に変化しないことがあるため、遊技者の操作意欲を向上させることができればかりか、経過時間に応じて変化する確率が異なるため、保留表示態様の変化にメリハリを持たせることができる。

尚、前記保留記憶手段に1の権利が記憶されたときから該1の権利により行われる可変表示が開始されるまでの経過期間とは、前記保留記憶手段に1の権利が記憶されたときから該1の権利により行われる可変表示が開始されるまでに識別情報が変動した回数や、前記保留記憶手段に1の権利が記憶されたときから該1の権利により行われる可変表示が開始されるまでの経過時間を含む。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明の手段4に記載の遊技機は、請求項1、手段1～手段3のいずれかに記載の遊技機であって、

前記操作手段（操作部50）の操作に応じて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させるか否かを決定する表示変化決定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS565、570、573）と、

前記保留表示態様が前記特定の表示態様になるまでの変化段階（第1～3閾値）を判定する変化段階判定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS561、562）と、

を備え、

前記表示変化決定手段は、前記変化段階判定手段が判定した変化段階に応じて異なる割合で、前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させるか否かを決定し（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS565、570、573）、

前記演出制御手段は、前記表示変化決定手段の決定結果にもとづいて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させる、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、保留表示態様の変化状況が段階的に変わることで、遊技者は変化段階の移行により保留表示態様が急激に変化することを期待して操作できるようになるばかりか、変化段階と保留表示態様の変化状況とが対応するため、保留表示態様の変化状況を遊技者が認識しやすい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

本発明の手段5に記載の遊技機は、請求項1、手段1～手段4のいずれかに記載の遊技機であって、

前記特定の表示態様（最終演出可能態様）及び前記保留表示態様が前記特定の表示態様となるまでに要する前記操作手段の操作回数（20回）が同一であって、変化の過程が異なる複数の特殊変化パターン（第5予告演出のパターン1～6のうち、パターン2，3とパターン4，5）を含む複数種類の変化パターンのうちから変化パターンを決定する変化パターン決定手段（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS543）を備え、

前記変化パターン決定手段は、前記事前決定手段の決定結果に応じて異なる割合でいずれかの前記特殊変化パターンを決定し（演出制御用マイクロコンピュータ100が行う予告演出処理のステップS543、図77参照）、

前記演出制御手段は、前記特殊変化パターン決定手段にて決定された特殊変化パターンにもとづいて前記保留表示態様を前記特定の表示態様に変化させる、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、特定の表示態様及び特定の表示態様となるまでに要する操作回数が同じでも、変化の過程の違いにより特定表示結果が導出される期待度が変わるため、変化パターンの種別を多様化することなく、特定表示結果が導出されることに対する期待感を高めることができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明の手段6に記載の遊技機は、請求項1、手段1～手段5のいずれかに記載の遊技機であって、

前記事前決定手段の決定結果にもとづいて、前記識別情報の可変表示パターン（変動パターン）を決定する可変表示パターン決定手段（遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS214A，S214Bを実行する部分）を備え、

前記第1保留記憶手段と前記第2保留記憶手段は、権利を所定の上限数（例えば4）を限度として記憶し、

前記可変表示パターン決定手段は、

前記事前決定手段が前記特定遊技結果とすることを決定するときに決定しないときよ

りも高い割合で特定の可変表示パターン（スーパーCA2-7、CA3-4）を前記識別情報の可変表示パターンとして決定するとともに（図9（a）（b）、図10（a）（b）参照）、

前記第1保留記憶手段または前記第2保留記憶手段に1の権利が記憶されるときに抽出された可変表示決定用乱数（変動パターン種別判定用乱数（ランダム2））と複数種類の可変表示パターンに対して判定値が割り当てられたテーブルであって前記可変表示を開始させる際の前記第1保留記憶手段と前記第2保留記憶手段とが記憶する権利の数に応じて割り当てる判定値が異なる判定値テーブルとを用いて前記可変表示パターンを決定し（遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS214A、S214Bを実行する部分）、

前記判定値テーブルは、前記特定の可変表示パターンに対しては、前記第1保留記憶手段と前記第2保留記憶手段とが記憶する権利の数にかかわらず、共通の判定値が割り当てられ（例えば、図10（a）、（b）および図78に示すように、合算保留記憶数が0～2であるか3以上であるかにかかわらず、スーパー・リーチを伴う変動パターンを含む変動パターン種別（スーパーCA2-7、CA3-4）に対して230～251の範囲の判定値が割り当てられている）、

前記演出制御手段は、

前記1の権利により行われる可変表示による遊技結果が前記事前決定手段により前記特定遊技結果となると決定されること、または前記1の権利が記憶されるときに抽出された可変表示決定用乱数が前記共通の判定値と一致することにもとづいて、前記先読み予告を実行する（演出制御用マイクロコンピュータ100がステップS1841、1842の処理を実行する部分）、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、特定の可変表示パターンに対しては、保留記憶手段が記憶する権利の数にかかわらず、共通の判定値が割り当てられ、特定の可変表示パターン以外の可変表示パターンに対しては、保留記憶手段が記憶する権利の数に応じて異なる判定値が割り当てられているように構成されているので、特定の可変表示パターンとなることにもとづき先読み予告を実行する場合に、保留記憶手段が記憶する権利の数によって不整合が生じないようになることができる。また、保留記憶手段が記憶する権利の数に従って可変表示時間を異らせることによって、可変表示の作動率が低下してしまう事態を極力防止することができる。